解散権濫用防止法案　概要

- 近時、**<u>衆議院の解散が</u>**、内閣不信任案が可決されたわけでもなく、また、次のような場合※にも該当しないにもかかわらず、**<u>内閣の恣意的な判断で、党利党略のために</u>**行われている

  ※ ①内閣不信任案可決の場合に準ずる程度に国政に混乱が生じている場合
  ②直近総選挙後に浮上した争点につき国民の判断を仰ぐべき場合

  （保利茂・元衆議院議長見解）

- 加えて、**<u>令和３年解散では</u>**、党利党略のためからか、**<u>解散から選挙期日まで僅か17日間（令和６年解散も18日間）しかなく</u>**、地方選管の準備が整わず、**<u>選挙の円滑な実施に支障発生</u>**

内　閣

衆議院の解散に係る助言と承認をしようとするとき
＊69条解散は除く

衆議院解散の予定日・理由

10日以上

通知（※）

※内閣は、参議院にも直ちに通知

解散せず

通知（※）

解散に係る助言と承認

解散詔書の伝達

意見聴取

意見

40日以内

衆議院総選挙選挙期日の公示

12以上日

衆議院総選挙

1　解散の手続

・・・**<u>内閣に解散の理由を通知させ、国会審議を通じて明らかにする</u>**

衆議院

本会議質疑

議運委質疑

＊衆議院規則も改正

（※）参議院の本会議・議運委でも質疑

中央選挙管理会　意見聴取 →　← 意見　**全都道府県選管**

選　管

あらかじめ、総選挙の円滑な実施を図るための総選挙期日に関する意見聴取

2　総選挙の期日の公示に係る手続

・・・**<u>選挙の円滑な実施について、中央選管への意見聴取</u>**を設ける

（＊ 写真は、衆議院HPのもの）

衆議院の解散に係る手続等に関する法律案要綱

一　目的

この法律は、衆議院の解散に係る手続等を定めるとともに、あわせて衆議院の解散による衆議院議員の総選挙の期日の公示に係る手続を定めることにより、国民主権の理念にのっとった議会制民主政治の健全な発展に寄与することを目的とすること。

（第１条関係）

二　解散の予定日及び理由の通知

内閣は、衆議院の解散に係る助言と承認をしようとするときは、当該解散の予定日及び理由を、当該予定日の１０日前までに、衆議院に通知しなければならないこと。ただし、日本国憲法第６９条に規定する場合において、同条の議決の日から１０日以内に衆議院が解散されるときは、この限りでないこと。（第２条関係）

三　解散の日等

１　内閣は、二による通知をした場合において、当該通知に係る衆議院の解散に係る助言と承認をするときは、当該解散が当該通知に係る予定日以外の日にされることのないようにしなければならないこと。（第３条第１項関係）

２　内閣は、二による通知をした場合において、当該通知に係る衆議院の解散に係る助言と承認をしないこととしたときは、その旨及びその理由を、当該通知に係る予定日までに、衆議院に通知しなければならないこと。（第３条第２項関係）

四　参議院への通知

内閣は、二又は三の２による通知をしたときは、日本国憲法第６６条第３項の規定の趣旨を踏まえ、直ちに、その通知した事項を参議院にも通知しなければならないこと。

（第４条関係）

五　公職選挙法の一部改正（第５条関係）

内閣は、衆議院の解散による衆議院議員の総選挙の期日の公示に係る助言と承認をするに当たっては、解散の日までに、その総選挙の円滑な実施を図る見地からの中央選挙管理会の意見を聴かなければならないこと。この場合において、中央選挙管理会が意見を述べるに当たっては、あらかじめ全都道府県の選挙管理委員会の意見を聴かなければならないこと。（公職選挙法新第３１条第４項関係）

六　施行期日等

１　施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。（附則第１項関係）

２　その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

衆議院の解散に係る手続等に関する法律案

（目的）

第一条　この法律は、衆議院の解散に係る手続等を定めるとともに、あわせて衆議院の解散による衆議院議員の総選挙の期日の公示に係る手続を定めることにより、国民主権の理念にのっとった議会制民主政治の健全な発展に寄与することを目的とする。

（解散の予定日及び理由の通知）

第二条　内閣は、衆議院の解散に係る助言と承認をしようとするときは、当該解散の予定日及び理由を、当該予定日の十日前までに、衆議院に通知しなければならない。ただし、日本国憲法第六十九条に規定する場合において、同条の議決の日から十日以内に衆議院が解散されるときは、この限りでない。

（解散の日等）

第三条　内閣は、前条の規定による通知をした場合において、当該通知に係る衆議院の解散に係る助言と承認をするときは、当該解散が当該通知に係る予定日以外の日にされることのないようにしなければならない。

2　内閣は、前条の規定による通知をした場合において、当該通知に係る衆議院の解散に係る助言と承認をしないこととしたときは、その旨及びその理由を、当該通知に係る予定日までに、衆議院に通知しなければならない。

（参議院への通知）

第四条　内閣は、第二条又は前条第二項の規定による通知をしたときは、日本国憲法第六十六条第三項の規定の趣旨を踏まえ、直ちに、その通知した事項を参議院にも通知しなければならない。

（公職選挙法の一部改正）

第五条　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第五項中「因る」を「よる」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　内閣は、衆議院の解散による衆議院議員の総選挙の期日の公示に係る助言と承認をするに当たつては、解散の日までに、その総選挙の円滑な実施を図る見地からの中央選挙管理会の意見を聴かなければならない。この場合において、中央選挙管理会が意見を述べるに当たつては、あらかじめ全都道府県の選挙

管理委員会の意見を聴かなければならない。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（公職選挙法の一部改正に伴う経過措置）

2　この法律の施行前に衆議院が解散された場合における第五条の規定による改正後の公職選挙法第三十一条第四項の規定の適用については、同項中「解散の日までに」とあるのは、「衆議院の解散に係る手続等に関する法律（令和七年法律第　　号）の施行後直ちに」とする。

理　由

国民主権の理念にのっとった議会制民主政治の健全な発展に寄与するため、衆議院の解散に係る手続等を定めるとともに、あわせて衆議院の解散による衆議院議員の総選挙の期日の公示に係る手続を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

◎衆議院の解散に係る手続等に関する法律案　新旧対照表

○公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（総選挙） 第三十一条　（略） 2　（略） 3　衆議院の解散に因る衆議院議員の総選挙は、解散の日から四十日以内に行う。 4　内閣は、衆議院の解散による衆議院議員の総選挙の期日の公示に係る助言と承認をするに当たつては、解散の日までに、その総選挙の円滑な実施を図る見地からの中央選挙管理会の意見を聴かなければならない。この場合において、中央選挙管理会が意見を述べるに当たつては、あらかじめ全都道府県の選挙管理委員会の意見を聴かなければならない。 5　総選挙の期日は、少なくとも十二日前に公示しなければならない。 6　衆議院議員の任期満了による総選挙の期日の公示がなされた後その期日前に衆議院が解散されたときは、任期満了による総選挙の公示は、その効力を失う。	（総選挙） 第三十一条　（略） 2　（略） 3　（略） （新設） 4　（略） 5　衆議院議員の任期満了に因る総選挙の期日の公示がなされた後その期日前に衆議院が解散されたときは、任期満了に因る総選挙の公示は、その効力を失う。

衆議院規則の一部を改正する規則案要綱

一　衆議院の解散等に係る通知があった場合の議院運営委員会の調査

１　「衆議院の解散に係る手続等に関する法律の規定による通知に関する事項」を議院運営委員会の所管事項とすること。　（第９２条第１６号関係）

２　議院運営委員会は、衆議院の解散に係る手続等に関する法律第２条又は第３条第２項の規定による通知があったときは、第９４条第１項の規定にかかわらず、議長の承認を得なくても、当該通知に関する調査をすることができること。

（第９４条の２関係）

二　衆議院の解散等に係る通知があった場合の会議の開会

衆議院の解散に係る手続等に関する法律第２条又は第３条第２項の規定による通知があった場合において、総議員の４分の１以上の議員から要求があったときは、議長は、議院の会議を開かなければならないこと。　（第１０２条の２関係）

三　施行期日

この規則は、衆議院の解散に係る手続等に関する法律の施行の日から施行すること。

（附則関係）

衆議院規則の一部を改正する規則案

衆議院規則の一部を次のように改正する。

衆議院規則目次中「第一節　開議、散会及び延会」を「第一節　衆議院の解散等に係る通知があつた場合
第一節の二　開議、散会及び延会
の開会
に改める。

第九十二条第十六号中5を6とし、4を5とし、3を4とし、2の次に次のように加える。

3　衆議院の解散に係る手続等に関する法律（令和七年法律第　　号）の規定による通知に関する事項

第九十四条の次に次の一条を加える。

第九十四条の二　議院運営委員会は、衆議院の解散に係る手続等に関する法律第二条又は第三条第二項の規定による通知があつたときは、前条第一項の規定にかかわらず、議長の承認を得なくても、当該通知に関する調査をすることができる。

第八章中第一節を第一節の二とし、同節の前に次の一節を加える。

第一節　衆議院の解散等に係る通知があつた場合の開会

第百二条の二　衆議院の解散に係る手続等に関する法律第二条又は第三条第二項の規定による通知があつた場合において、総議員の四分の一以上の議員から要求があつたときは、議長は、議院の会議を開かなければならない。

附　則

この規則は、衆議院の解散に係る手続等に関する法律（令和七年法律第　　号）の施行の日から施行する。

理　由

衆議院の解散に係る手続の法定に伴い、衆議院の解散等に係る通知があった場合における会議の開会及び議院運営委員会の調査について定める必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

◎衆議院規則の一部を改正する規則案　新旧対照表

○衆議院規則（昭和二十二年六月二十八日議決）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
衆議院規則目次	衆議院規則目次
第一章～第七章　（略）	第一章～第七章　（略）
第八章　会議	第八章　会議
第一節　衆議院の解散等に係る通知があつた場合の開会	（新設）
第一節の二　開議、散会及び延会	第一節　開議、散会及び延会
第二節～第六節　（略）	第二節～第六節　（略）
第九章～第二十一章　（略）	第九章～第二十一章　（略）
第九十二条　各常任委員会の委員の員数及びその所管は、次のとおりとする。ただし、議院の議決によりその員数を増減し、又はその所管を変更することができる。	第九十二条　（略）
一～十五　（略）	一～十五　（略）
十六　議院運営委員会　二十五人	十六　（略）
1　議院の運営に関する事項	1　（略）
2　国会法及び議院の諸規則に関する事項	2　（略）
3　衆議院の解散に係る手続等に関する法律（令和七年法律第　号）の規定による通知に関する事項	（新設）
4　議長の諮問に関する事項	3　（略）

5　裁判官弾劾裁判所及び裁判官訴追委員会に関する事項	4　（略）
6　国立国会図書館に関する事項	5　（略）
十七　（略）	十七　（略）
第九十四条　常任委員会は、会期中に限り議長の承認を得てその所管に属する事項につき、国政に関する調査をすることができる。	第九十四条　（略）
②　常任委員会が議長の承認を求めるには、その調査しようとする事項、目的、方法及び期間等を記載した書面を議長に提出しなければならない。	
③　議長は、前項の要求を承認したときは、これを議院に報告しなければならない。	
第九十四条の二　議院運営委員会は、衆議院の解散に係る手続等に関する法律第二条又は第三条第二項の規定による通知があつたときは、前条第一項の規定にかかわらず、議長の承認を得なくても、当該通知に関する調査をすることができる。	（新設）
第八章　会議	第八章　会議
第一節　衆議院の解散等に係る通知があつた場合の開会	（新設）
第百二条の二　衆議院の解散に係る手続等に関する法律第二条又は第三条第二項の規定による通知があつた場合において、総議員の	

四分の一以上の議員から要求があつたときは、議長は、議院の会議を開かなければならない。

第一節の二　開議、散会及び延会

第一節　開議、散会及び延会